

「農地流動化アンケート」及び「有害鳥獣による農作物被害調査」のお願い



砂川市農業委員会では、農地の利用調整活動の参考とするため毎年作成している「農地流動化のための受け手リスト」を本年も作成予定です。このため、現在の農業者の皆様のご意向を確認させていただきたく、「農地流動化のための調査回答票」の回答及び提出にご協力をお願いいたします。

また、砂川市農政課では、「有害鳥獣による農作物被害の調査」を行います。

これは、近年、砂川市においても野生鳥獣による農作物被害の深刻化傾向が続いているため、地域における被害の実態を把握し、参考とさせていただくため行うものです。

皆様方には、併せて、回答及び提出にご協力をお願いいたします。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請

農業委員会選挙人名簿は、農業委員会の選挙による委員を選挙するうえで重要な名簿です。毎年1月1日現在で要件を満たした方の申請に基づき、その選挙資格を調査し作成しますので、忘れずに申請してください。

申請できる方

砂川市に住所を有し、3月31日現在満20歳以上（平成6年4月1日までに生まれた方）で、次のいずれかに該当する方。

- ▶ 30アール（約3反）以上の農地につき、耕作の業務を営む方
- ▶ 上記の方の同居の親族または配偶者（未届けは含まれない）の方で年間60日以上耕作に従事している方



申請できない方

- ▶ 農業に従事していても、単なる同居人・雇用人の方
- ▶ 同居の親族・配偶者の方であっても、耕作に従事する日数が60日未満の方
- ▶ 成年被後見人・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、または、その執行を受けることがなくなるまでの者
- ▶ 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

◇ 成年被後見人の方の選挙権の回復 ◇

公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方は選挙権・被選挙権を有することとなりました。この規定は、農業委員選挙に準用され、今回より、成年被後見人の方が農業委員会委員選挙人名簿に登載できるようになりました。

《参考：砂川市農業委員会委員選挙人名簿登録者数調べ（毎年3月31日現在）》

区分	年	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録者数（人）		779	779	768	744	732	723	719	711	687	656	645	616
前年比較（人）			0	-11	-24	-12	-9	-4	-8	-24	-31	-11	-29
世帯数（世帯）		311	312	311	302	296	297	289	291	288	274	274	264
前年比較（世帯）			1	-1	-9	-6	1	-8	2	-3	-14	0	-10

編集後記



新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。昨年は天候がなかなか安定せず、計画通りに農作業を行うことの困難な年だったのではないのでしょうか。農業は天候という不確定要素を考慮しながら、農作業を進めなければならないという点において本当に大変な職業だと感じました。私自身は普段の食生活においてつついコンビニ等のお惣菜を頼ってしまい、便利な環境に恵まれていることを改めて感じた1年でした。本年は一消費者として、昨年より多く砂川産の農産物を消費していきたいと思ひます。 小澤 友祐 [こざわ ゆうすけ]

《平成26年1月発行》